

●休猟区の指定

鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき次のとおり休猟区を指定する。

令和5年8月8日

香川県知事 池田豊人

名称	区 域	存続期間
手島休猟区	丸亀市手島町全域	令和5年11月15日から令和8年11月14日まで